

第 57 回接続委員会 議事概要

日時 令和 3 年 7 月 26 日（月）17:00～17:30

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、関口 博正主査代理、佐藤 治正委員、山下 東子委員、
高橋 賢委員、西村 暢史委員

総務省 北林電気通信事業部長、川野料金サービス課長、田中料金サービス課
課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

【議事概要】

・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約
款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第 3 1 3 9 号】

- 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

<東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について>

【主な発言等】

（関口委員）

資料 8 ページの再意見 2、設備共用についての取決めを十分に行うことが必要であるとの指摘がオプテージから示されている。フレキシブルファイバにおいて共用を希望する事業者が出た際に、この意見に挙げられたような条件を詰めておくことが、事業者間のトラブルの事前回避に必要であるという趣旨の意見かと思う。

この意見のとおり、共用を希望する事業者が現れた際のトラブルを未然に防ぐため、共用が進んだ際には網改造料から網使用料への移行も念頭に入ってくることも踏まえ、費用負担や請求の方法、障害時の情報連携の手法の取決めについて、事業者間で協議を行う機会を十二分に確保する必要と考える。

意見に対する考え方において、必要に応じて検討していくことが適当との記載があるところ、様々な課題を内包している重要な論点であることから、総務省が仲介役として事業者間協議に入ることも含め、今後の検討が必要と考える。

(永井料金サービス課課長補佐)

ご指摘の点については、非常に重要な論点として認識している。まずは事業者間で十分に協議してもらい、総務省としてもフォローしていきたいと考えている。

(相田主査)

特に修正等の意見はなかったため、7月30日に開催予定の電気通信事業部会において本報告書(案)のとおり報告することとしたい。